

平成 2 3 年度第 2 回  
札幌市屋外広告物審議会

会 議 録

日 時：平成 2 3 年 1 0 月 2 7 日（木）1 0 時開会  
場 所：札幌市役所 1 8 階 第 4 常任委員会会議室

## 1. 開 会

事務局（柳本道路管理課長） まだ定刻前ですが、きょう出席予定の皆様がいらっしゃいますので、会議を開催したいと思います。

それでは、ただいまより平成23年度第2回札幌市屋外広告物審議会を開催いたします。

本日は、大変お忙しいところをご出席いただきまして、ありがとうございます。

まず、本日の審議会成立についてですが、小林会長、朝倉委員、菊嶋委員、高久委員、皆川委員の5名が都合により欠席と伺っておりますが、過半数の委員が出席しておりますので、札幌市屋外広告物条例施行規則第30条3項の規定により、本日の審議会は成立していることをご報告いたします。

地域計画課の職員が出席する予定でしたが、本日は来ておりません。

## 2. 総務部長あいさつ

事務局（柳本道路管理課長） それでは、本日の開催に当たりまして、札幌市建設局総務部長の木村よりごあいさつを申し上げます。

木村総務部長 皆様、改めまして、おはようございます。

札幌市建設局総務部長の木村でございます。

札幌市屋外広告物審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、皆様には、何かとご多忙なところをご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、日ごろから、市政の推進に関しまして、多大なご協力をいただき、かつ、貴重なご意見を賜っておりますことにつきまして、重ねてお礼を申し上げます。

今年3月に札幌駅前通地下歩行空間が開通しまして、札幌駅前と大通、すすきの地区の人の流れが大きく増えているところでございます。沿道のビルの建てかえも予定されておりますので、そういった中で札幌駅前通の景観につきましても、今後、大きく変わっていくのだろうという状況にございます。この状況の中で、これまで駅前通のまち並み、景観の連続性なり、市民や来訪者の方によりまち並みをつくっていく屋外広告物のあり方につきましてご議論をいただいていたところでございます。

今年9月にまとまりました素案に基づきまして、このたび、地元説明会、市民意見の募集もしております。本日の審議会では、地元説明会の結果報告のほか、6月にご提案のございました修正意見について地区指定検討委員会の検討結果を議題とさせていただいております。皆様には、さまざまな観点から活発なご議論をいただければと思っております。

今後も、本市のさらなる魅力あるまちづくりにご尽力いただきますことをお願い申し上げまして、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきますと思います。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

事務局（柳本道路管理課長） それでは、本日の議題でございますが、1点目は、札幌駅前通北街区地区景観保全型広告整備地区の指定について、2点目は、札幌駅南口地区・

北口地区景観保全型広告整備地区の告示改正の件となっております。また、屋外広告物審議会審査会から報告事項がございます。

次に、本日の資料について確認させていただきます。

各委員の皆様へは、資料1-1、資料1-2、資料2、資料3-1、資料3-2、資料4-1、資料4-2、資料5、資料6の合計9部を送らせていただいておりますが、資料はおそろいでしょうか。お手元に足りない方はいらっしゃいませんか。

続きまして、会議と会議録の公開についてでございます。

札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱及び札幌市情報公開条例の規定に基づきまして、審議については原則公開することとなっております。ただし、札幌市情報公開条例第21条のただし書きでは、審議の内容が許可等の個別審査に係るものは非公開で実施することができるかと規定されております。本審議会における審査会案件について、これまで非公開で実施しております。以上のことから、本日の審議次第のうち、3の議題までの審議事項については公開とし、4の報告については非公開として、傍聴者及び報道機関の退席を求めるものといたします。

それでは、本日の議事進行についてでございますが、本日は、小林会長が欠席のため、条例施行規則第29条3項に基づき、中井副会長にお願いしたいと思います。

それでは、中井副会長、よろしくお願ひいたします。

### 3. 議 題

中井副会長 それでは、小林会長が欠席でございますので、私が議事進行をさせていただきます。

まず、最初の議題に移りますが、札幌駅前通北街区地区景観保全型広告整備地区の指定についてのご審議をお願いしたいと思います。これについては、6月に開催しました都市景観審議会合同審査会において事前説明をしておりますので、そのご意見に基づきました告示案の修正について、地区指定検討委員会の大萱委員からご報告をお願いしたいと思います。

大萱委員 それでは、札幌駅前通北街区地区景観保全型広告整備地区の地区指定検討委員会委員長という立場でございます私から、告示案の修正案と市民意見の検証についてご報告させていただきます。

まず、告示案の修正について経緯を説明いたします。

本年6月20日開催の審議会において、ただいま副会長よりお話がありましたように、地区指定検討委員会における告示案の検討結果について報告しましたところ、経過措置に関して修正意見が出されました。告示案の原案では、経過措置については、南口区域と同様、地区指定施行の際に、条例の規定による許可を受けている既存広告物については、そのまま掲出することができるものとして、特段の改修、撤去期限を定めないものとしておりました。これについて、6月の審議会では、地区指定後の既存不適格物件について、最

初から黙認するような姿勢で立ち上げるのはいかなるものかと思うので、経過措置の部分の書き方を工夫してほしいという趣旨の意見が出されました。

したがって、9月27日に検討委員会を開催し、経過措置の再検討を行いました。また、告示案について、その他2点の文言追加、修正が出てきましたので、あわせて3点を審議しました。

詳細につきましては、この後、事務局に説明をお願いするものとし、資料1-2の新旧対照表をもとに概略をご説明いたします。

まず1点目ですが、許可基準の(1)に、工の「道路上に突き出す場合は、道路管理者の許可を受け、又は協議を経たものであること」という文言がございます。修正案を見てください。このことは、当該地区内には国道部分と道道部分があり、それぞれの道路管理者に対し、道路占用の手続きが、別途、必要であるということを申請者に知っていただく目的で追加しました。

2点目は、別表1の壁面広告物の基準についての修正です。資料の方で原案と修正案がございますが、参照しながらお聞きください。(3)高層部以上の壁面に例外的に表示または設置できるものとして、「建築物若しくは施設の名称又はシンボルマーク」と書かれております。一方で、(2)の中層部の壁面に例外的に認められるものが、「自家用広告物で事業又は営業の名称若しくは商標のみを表示する広告物等」と「臨時的に掲出される懸垂幕」の二つに限られております。高層部以上で認められる「建築物若しくは施設の名称又はシンボルマーク」が表示できないこととなります。そこで、中層部に表示できるものとしてこれを追加し、わかりやすく箇条書きにしました。技術的な問題を明確にしたということでございます。

それから、3点目ですが、5の経過措置の(2)についてです。資料の次のページでございます。

ここで、屋外広告物条例の条文が出てきておりますが、要は3年ごとの継続許可申請の際に、従来から必要な申請書類に加えて、既存不適格広告物等に係る申立書を添付させるということです。これは、継続許可申請の際に、現に許可を受けている広告物等の種類と既存不適格になる内容を記載し、改修、除却を行う時期、として、許可期間内に改修、除却を行わない理由などを申し立てさせることで、広告物等掲出者に対して自らが掲出している広告物等が既存不適格であり、改修または除却しなければならないものであるという意識づけを図っていこうというのが目的です。

資料のところに書式が書かれております。

以上、告示案の修正部分について説明させていただきました。

次に、市民意見の検証についてもあわせてご報告申し上げます。

詳細については、後ほど事務局から説明があると思いますが、9月中に地元説明会と市民意見募集を行った結果について報告がありました。地区指定案に対する修正意見はございませんでしたということでございます。

以上、検討結果について簡単にご報告させていただきました。

中井副会長 ありがとうございます。

それでは、事務局側から、詳細の説明をお願いいたします。

事務局（谷内） それでは、事務局の方から、基準の改正案について詳細を説明させていただきます。

引き続き、お手元の資料 1 - 2 の新旧対照表をご参照のうえ聞いていただければと思います。

まず、修正案の 1 点目でございます。

「道路上に突き出す場合は、道路管理者の許可を受け、又は協議を経たものであること」となっております。これは、先ほど大萱委員からお話がありましたとおり、看板などを、道路上に置くだけではなくて道路の上空に設置する場合も含むのですが、そういったことを行う場合に道路占用の手続きが必要になります。道路占用においても、道路の境界から何メートル、何センチ以内という形で出る範囲が基準として決まっていますが、実は、この駅前通につきましては、北 1 条より北側と、北 1 条より南側の方で管理しているところが違っております。具体的に申し上げますと、北 5 条から北 1 条のところまでは道道になるのですが、そこを管理しているのは私ども札幌市でございます。北 1 条より南側、大通までの部分が国道になりまして、国道については国道管理者の方で管理しております。道道と国道の方ではそれぞれ占用の基準が違うこともあり、国道管理者から、占用の基準や手続きが別途存在するということをお申請者にわかっていただきたいという要望がありました。いただいた要望について検討を加えた結果、この文言をつけ加えさせていただきました。

次は、「中層部の壁面には表示又は設置しないこと」の部分について、今まで自家用広告物で事業、営業の名称、商標のみを表示する広告物等と臨時的に掲出される懸垂幕については設置を認めております。また、懸垂幕は別ですが、自家用広告物で事業、営業の名称を表示するものについては、チャンネル文字、切り文字で表示してくださいという条件で中層部への掲出を認めているところでございます。ただ、この文面でいきますと、例えば高層部以上の、具体的には 8 階以上をいうのですが、8 階以上の壁面には建築物、施設の名称、シンボルマークをつけられることになっているのですが、この文章からいきますと、中層部には建築物施設の名称、シンボルマークについて、文面上は設置できないような形になっております。ただ、これは、決して中層部に建築物等の名称をつけてはいけないということではなくて、恐らく、これは中層部への設置を認めることが前提になっていたのですが、告示をつくった際に、文言上、その部分が抜けていたのかなと考えられます。実際に中層部にも施設の名称等がチャンネル文字で表示されている物件なども多々ございまして、そういったものについても許可を行っていることがございますので、文言をはっきりと明確にするために文言修正をさせていただきました。

では、次のページをお願いいたします。

次が、前回の審議会でもお話が出てきました経過措置についてでございます。今までの案によりますと、告示の時点で既に許可を受けて表示している広告物については、その広告物のつけかえがあったり、改修があるまでは、引き続き、今のままで掲出することができることになっていましたが、先ほど大萱委員からお話ございました経緯があったものですから、こういった申立書を追加でつけていただくことになりました。具体的には、先ほど大萱委員から、許可を3年ごとに受けなければいけないというお話がありました。これは、広告物も設置したときは新しいのですが、年数が古くなっていくことによってどんどん老朽化して行って、管理がしっかり行き届いておりませんと看板が崩落して下にいらっしゃる方にけがなどをさせてしまう危険性があるものですから、最大3年間という許可期間を設けまして、許可の更新の際には、ここにあります条例施行規則第3条第1項の書類、これは継続の許可申請書でございます。もう一つ書いております条例施行規則第4条第1項に規定する書類は、安全点検報告書といまして、これは広告物を管理されている管理者の方で、更新の申請のときに広告物が老朽化していないか、ボルトの緩みなどはないかということを一しきりチェックをしていただきまして、そのチェックの内容を安全点検報告書に書いていただきます。それで問題がなければ、問題なしという内容で報告書を継続許可申請書に添付していただいて、更新の手続ということで通常は行っているところでございます。今回の北街区におきましては、それに加えて、ここにございます「既存不適格広告物等に係る申立書」をさらに添付していただくことになりました。

申立書につきましては、新旧対照表にも載っておりますし、大きなものが皆様の机の上に置いてあるのではないかと思います。申立書の内容は、自分が設置している広告物が北街区の基準に適合してないことを申し立てますということで、まず、現在受けている許可の内容と、許可を受けている内容のうち、地区指定後の基準に適合しない広告物の種類とその不適合の内容について書いていただきます。例を申しますと、例えば、ビルの屋上にロケット型の広告物を現にあげているような方であれば、この広告物等の種類、既存不適格内容のところ、例えば屋上広告物、形状は塔状であるという形で書いていただくことになります。その下に、屋外広告物の改修もしくは除却、撤去計画について書いていただくことになっております。改修を行う時期について選んでいただきまして、もし許可期間以内に改修を行わない、行えない理由があるのであれば、それを記載していただきます。こういったものを書いていただくことによって、掲出者に、自分が出している広告物は現在の基準に適合しないものですということをしっかり認識していただいて、早期改修につなげていく目的で、この申立書を出していただくことになりました。

ちなみに、申立書の効力について法制課に確認しているのですが、あくまでも、経過措置については、ここに書いておりますとおり、告示の時点で許可を受けていれば引き続き掲出することができますと書いてあるものですから、例えば、この申立書がどうしても出てこなかったとか、申立書に1年以内に改修をしますと書いておいて実際にできなかったとしても、それを理由に既存のものを不許可にすることまではできません。当然、各掲出

者に指導していく中では、申立書を出すように強くお願いしていく予定でございます。

また、こういった申立書を相手に出してもらったこともちろん大事ではあるのですが、逆に言いますと、この申立書を出していれば、何もしなくてもいいのだということで、掲出者にとらえられてしまうということも考えられるものですから、単に申立書を相手から受動的に受け取るだけではなくて、こちらの方からも能動的に、あくまでもお願いという形にはなるのですが、早期改修に向けてご協力をお願いしますという形で積極的に発信していくことも今後検討できるのではないかと考えています。

改正内容については以上でございます。引き続き、阿部の方から、9月に行いました市民意見の募集の結果内容について説明させていただきます。

事務局（阿部広告物対策担当係長） 続きまして、お手元の資料2で、9月に行いました地元説明会と市民意見の募集の結果について報告を申し上げます。

まず、地元説明会でございますが、9月7日水曜日の14時から15時30分まで行いました。この地元説明会は、都市景観部局の景観基準の見直しと合同で説明会を実施しております。

場所ですが、STV北2条ビルの6階会議室で行いました。

出席者は、約40名ということで、札幌駅前通沿道土地所有者等の方にお集まりいただきました。この約40名という数ですが、全体では地権者は約70名いらっしゃいますので、6割をちょっと切れる方々の出席となります。

続きまして、会場内で受けました質疑等ですが、全部で四つございまして、一つ目は、スクリーン動画、芸術的な絵などの掲出も許可対象になるのかという質問がありまして、一定のメッセージ性のあるものは屋外広告物となり許可対象であると回答しました。

二つ目ですが、自主組織について再度説明してほしいとありまして、ここは質問が何人かありまして、自主組織は必ずつくらなければいけないものかという質問をまとめて回答しました。必ず設置すべきものではないが、許可基準に適合しないけれども、景観的にすぐれたデザインのを掲出したい場合に地域の皆様で検討いただく場として規定しているとお答えいたしました。

三つ目ですが、景観保全型広告整備地区は、今後、大通地区についても指定されることになるのかということに対しては、将来的に指定を行いたいとは考えているが、今すぐということではないと答えました。

最後に、許可基準に適合しない広告物等を掲出した場合の罰則はあるのかという質問に対しては、条例には罰則規定があり、違反した広告物等がある場合は除却命令をすることになるとお答えしました。

以上で、特に、告示案をこういうふうに変更したらいいのではないかという意見はございませんでした。

次に、市民意見募集結果ということで、地元説明会の翌日の9月8日木曜日から9月22日木曜日ということで、約2週間募集しました。募集方法は、ホームページにて告示案

を周知し、ファクス、郵送、直接持参、電子メールで受け付けをしましたが、意見等はありませんでした。

以上が結果報告です。

中井副会長 どうもありがとうございました。

それでは、以上のご報告の内容に関しまして、皆様方のご意見をいただきたいと思います。

何かご意見はございますでしょうか。

実際には6月に1度検討されていますので、経過措置以外はそのときにいろいろのご意見があるかと思えますけれども、経過措置の部分についても、今回は割と積極的な働きかけだと思います。今回どうでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

中井副会長 特にないようでしたら、この告示案により地区指定を進めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

中井副会長 ありがとうございます。

それでは、ご賛同をいただきましたことにしまして、次の議題に移りたいと思います。

それでは、議題(2)の札幌駅南口地区・北口地区景観保全型広告整備地区の告示改正について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局(谷内) それでは、説明いたします。

使う資料は、お手元にございます資料3-1及び資料3-2になります。

今回、北街区の地区指定に伴いまして、今、既に地区指定を行っております南口と北口につきましても改正事項が生じたので、ここで皆様にご審議いただければと思います。

資料3-2の新旧対照表を見ていただくと一番わかりやすいと思えますので、そちらをご覧ください。

まず、資料3-1、資料3-2が南口関係でございますので、そちらの方から説明させていただきます。改正内容ですが、区域につきまして、これは前からお話をさせていただいておりますとおり、今現在、南口第2区域ということで指定している区域の一部を今回指定いたします北街区地区に編入することがあったものですから、それに伴いまして南口の区域の内容も変わるということで、このような改正になっております。これは、今まで南口として指定されていたエリアから北街区地区の区域を除くというような文言を追加することになります。

次ですけれども、こちらは都市計画道路と書いてある部分についてでございます。実は、道路には同じ道路であっても、都市計画法によって定められている都市計画道路と、私も道路管理課の方で管理しているということで、道路法に基づいてついている名前と2通りでございます。

資料3-1をごらんいただくとわかりやすいのではないかと思いますのですが、中ほどの2

番、景観保全型広告整備地区の区域というところに、段落が二つございまして、地区指定の区域の対象について書いております。次の行に「当該区域の内」という文章が書いてあるのですが、要は、南口には札幌駅前の広場内のエリアである第1区域と、その周囲である第2区域で分かれているものですから、その区分けをするため、第2段落目の文言がございまして。

このエリアについては、景観保全型広告整備地区のほか、景観部局においても札幌駅南口地区景観計画重点区域ということで、建築物とか工作物に関しての基準を設けております。エリアとしては、景観も広告も一致しておりまして、この文章の前半につきましては、都市景観の方で定めている区域の文言をそのまま使わせていただいております。しかし、景観の方は広告のように第1区域、第2区域という区分けがないものですから、2段落目につきましてはこちらの方でオリジナルで文章をつくってつけ加えたものになっているのです。ただ、今までこちらが道路部局だということもあったのですけれども、今までは2段落目のうち、下線で都市計画道路となっているところは、市道西5丁目線と書いてありまして、もう一つ、都市計画道路北5条・手稲通と書いてあるところが、市道北5条線と書いてありました。

1段落目につきましては、都市景観部局でつくったということがございまして、同じ道路でも都市計画法上の道路と道路法上の道路とで重複して名前がついているものについては、都市景観部局の方では都市計画道路の名称を使っておりまして、都市計画道路に指定されていない道路については、道路法上の道路の名称を使うというルールで書かれていたのですが、こちらでつくった2段落目の方は、都市計画道路に指定されている、されていないに関係なくすべて道路法上の道路を使っていたということで、記載の文言のルールに違いがございました。そのため、今回の区域の改正に合わせて、このルールも統一してしまおうということになりました。今年5月の検討委員会におきまして検討した結果、ここにつきましては、都市景観のルールに合わせた方がよいのではないかということになりましたものですから、このように改正させていただきました。

次に、資料3-2に戻っていただければと思います。

あとは、先ほどお話ししました北街区における改正内容と一緒にございまして、先ほどの道路占用の部分と、ページをめくっていただきまして、中層部に建築物、施設の名称、シンボルマークを設置することができるという文言を追加しております。

引き続き、北口の方もあわせて説明させていただきたいと思います。

北口につきましては、資料4-1と資料4-2をごらんください。

北口につきましては、区域の変更はございません。また、文言につきましても、景観の方で使っている札幌駅北口地区景観計画重点区域のものをそのまま使っておりますので、道路名についての改正事項もございません。あとは、北街区と南口同様、道路占用の関係と中層部への施設名称等の表示について内容を変更させていただいております。

以上、南口・北口の改正について説明させていただきましたので、皆様からのご意見を

よろしく願いいたします。

中井副会長 ありがとうございます。

それでは、この案により告示を改正するということでよろしいでしょうか。何かご意見がございましたらお願いします。

ただ、言葉の説明は、景観の方とこちらの方と統一したということは一般の人はわからないのではないかと思います。その辺の合意説明はどこかに必要ですね。どうですか。

事務局（柳本道路管理課長） 道路の名称ですね。

一般市民も、都市計画道路の名前で読んだり、市道の名前で読んだり、二重になっていることを知っている人はたくさんいるはずですよ。ですから、どこかでルールを決めないと決定できないものですよ。ここは、都市計画上の位置づけがあるものについては都市計画道路名称、それ以外のものについては道路法上の市道名称で整理をするのが一番わかりやすいのではないかと思います。

中井副会長 それはわかるのですが、今の経過についてのご説明は、都市計画でも書くし、道路の方にも書くという形で書いておかないと、ということですね。ほかの第三者の方が読んだときに、こうなりましたというご説明とか、文言の一致がありましたという説明がどこかになければいけませんね。

事務局（柳本道路管理課長） 告示自体にですね。

中井副会長 告示ではなくて、いろいろなところで使っていくときもあった方がいいと思います。

事務局（柳本道路管理課長） 告知の仕方ですか。

中井副会長 そう思いますね。

事務局（柳本道路管理課長） その辺は、パンフレットをつくる時に、パンフレットのどこかにその旨を記載するようにしたいと思います。

中井副会長 今回からですからね。

事務局（柳本道路管理課長） こういう趣旨で名前の整理をしておりますということは、どこかに文言を入れたいと思っています。

中井副会長 より親切だと思います。

何でもよろしいですが、ほかにご意見はございますか。

新田委員 資料1 - 2の既存不適格に対する申立書を出させるということで、意識改革を図り、意識喚起を図るということで、大変すばらしいことだと思います。また、出しただけで放っておくのかなと思ったら、ちゃんとケアもなさるということで、大変いいと思います。

一つ質問ですが、資料1で既存不適格にかかわる申立書のことが出ているのですが、資料3と資料4の方には出てこないのですけれども、これはどういうことでしょうか。こっちの方にはつかないということですか。

事務局（谷内） 実は、北街区につきましては、今回、初めて指定するというのもあ

りまして、先ほど説明しましたように、地元説明会なども行って、その場で説明させていただいているということもあるものですから、比較的、導入しやすいところであると思います。

南口、北口につきましては、既に平成14年、平成16年から地区指定がされているということもありますし、正直、指定範囲も広いということや、施行されて数年経っているということがあるものですから、地区の現状がどうなっているかというところを確認した上で今後検討していかねばいけないと思っております。

なので、今回につきましては、特に南口・北口では追加を行っていないのですが、今後、こちらの方で現在の南口・北口の状況についても調べていった上で、必要に応じて検討を加えていくということは考えております。

新田委員 わかりました。

いいことなので、そちらの方にもぜひつけていただければと思います。

事務局（柳本道路管理課長） 今の駅前通は、新たに設定するものですから、こういうことで入れたのですが、南口・北口は、今説明があったように、既に動き出しているのので、それをいきなり新しいものをぼんと入れるというのは唐突といえますか、もう少し様子を確認してからでなければ難しいと考えております。

新田委員 わかりました。

中井副会長 そのほかにございますか。

斉藤委員 北街区の既存不適格広告物は、今現在、どのくらい把握されているのですか。

事務局（谷内） 今、具体的な件数についてはこちらの方で調査しているところでございまして、実数などの把握はまだできていないところでございます。ただ、見た目だけの話で言いますと、もう屋上に明らかに独立看板がついているものは一目見ればわかります。もう一つ、既存不適格で多いのは、3階を超えた部分への袖看板がついているものです。微妙なものは別としまして、明らかに高いものについては、数えればすぐに数はつかめると思っていますので、そういったものも、今現在の状況も含めて調査を考えているところでございます。それは、また、わかりましたら審議会の場でもご報告できればと思っております。

斉藤委員 ありがとうございます。

中井副会長 ほかにございますでしょうか。

それでは、この案にある告示を改正することによろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

中井副会長 どうもありがとうございました。

それでは、（１）（２）の議題は終わりました、（３）のその他になりますが、事務局からございますか。

事務局（阿部広告物対策担当係長） それでは、お手元の資料5のスケジュールでございます。

上の方が屋外広告物審議会ですが、今日が終わりましたら、11月中に所定の事務手続を経て、今回の札幌駅南口・北口の改正を含めて、12月1日施行で進めていきたいと思っております。

下の欄の都市景観部局ですが、こちらにつきましても、屋外広告物と連動して進んでおりまして、まず、都市景観審議会は今月中に意見聴取を終えまして、11月に都市計画審議会で意見聴取を行います。11月7日は意見聴取となっているのですが、急遽、日程を変更しまして、11月10日に都市計画審議会で意見聴取という連絡がありました。ここでまとまりますと、屋外広告物と一緒に12月1日施行ということになります。

以上でございます。

中井副会長 どうもありがとうございました。

#### 4. 報 告

(札幌市情報公開条例第21条ただし書により非公開)

#### 5. 閉 会

事務局(柳本道路管理課長) 以上をもちまして、平成23年度第2回屋外広告物審議会を終了させていただきます。

おかげさまをもちまして、札幌駅前通北街区地区の許可基準がまとまりましたことに厚く御礼を申し上げます。今後、12月1日施行に向けて、事務手続を進めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

本日は、お忙しいところをご出席いただき、ありがとうございました。

以 上